

# 目次

## 四国運輸局編

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

### 第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	15
4 自動車の点検整備制度	17
5 自動車の検査制度	22
6 整備工場の認証制度	35
7 指定制度（工場関係）	50
8 指定制度（検査員関係）	61
9 指定制度（保安基準適合証関係）	63
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	81

### 第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	91
2 自動車の装置一般	102
3 自動車の車体関係	111
4 自動車の室内関係	119
5 自動車の騒音・排ガス関係	131
6 自動車の灯火関係	134
7 警音器・後写鏡・速度計 他	151
8 テスタ等による機能維持確認	162

### 第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	179
2 過去問題と解説	181

### 第4章 年度別試験問題

1 令和7年度 第1回	223
2 令和7年度 第2回	236
3 令和6年度 第1回	249
4 令和6年度 第2回	261
5 令和5年度 第1回	274
6 令和5年度 第2回	287
■ 巻末資料	301

#### 《法令の改正》

- ◎車両法：令和5年6月16日公布、令和7年6月1日施行  
法律第63号まで
- ◎施行規則：令和8年2月16日  
公布、施行  
国土交通省令第9号まで
- ◎点検基準：令和5年10月20日公布、  
令和5年12月21日施行  
国土交通省令第86号まで
- ◎審査規程：令和7年12月24日公布、  
令和8年1月1日施行  
第69次改正まで

## 1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	7
3. 自動車の種別	8
4. 自動車の種別の内容	8

## 2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	9
2. 新規登録の申請	10
3. 自動車登録番号標の封印等	11
4. 変更登録	11
5. 永久抹消登録	12
6. 自動車登録番号標の取付け・表示の義務	12
7. 車台番号の打刻	14
8. 打刻の塗まつ等の禁止	14

## 3. 自動車の保安基準

1. 保安基準	15
---------	----

## 4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	17
2. 日常点検整備	18
3. 定期点検整備	18
4. 点検整備記録簿	20
5. 整備命令	21
6. 点検及び整備に関する情報の提供	21

## 5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	22
2. 自動車検査証の記載事項・記録事項	22
3. 新規検査	24
4. 自動車検査証の有効期間	24
5. 自動車検査証の有効期間（起算日）	25
6. 継続検査	27
7. 自動車検査証の備付け等	28
8. 自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査	29
9. 自動車検査証の返納等	31
10. 再交付	31
11. 予備検査	32
12. 限定自動車検査証	32
13. 自動車部品を装着した場合の取扱い	33

## 6. 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類	35
2. 認証基準	36
3. 特定整備の定義	39
4. 特定整備事業者の変更届	42
5. 特定整備事業者の相続、合併及び分割	43
6. 特定整備事業者の標識	43
7. 特定整備事業者の義務	44
8. 特定整備記録簿	44
9. 電子制御装置整備の外注	45
10. 事業場の設備の維持等	46
11. 特定整備事業者の遵守事項	46
12. 整備主任者	49
13. 特定整備事業者の事業の停止等	50

## 7. 指定制度（工場関係）

1. 指定整備事業の指定	50
2. 対象自動車の指定	51
3. 工員数、設備等の基準	52
4. 要員関係の基準	54
5. 作業場及び設備の基準	56
6. 自動車の検査の設備	57
7. 検査設備の共用	58
8. 設備の維持	59
9. 検査用機器の校正	59
10. 検査用機器の校正（不適合時の取扱い）	60

## 8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任と要件	61
2. 自動車検査員の兼任	61
3. 自動車検査員の研修	62
4. 自動車検査員の解任	62

## 9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による保安基準適合証の交付	63
2. 指定事業者による点検の基準	65
3. 整備作業の一部の委託	65
4. 自動車検査員による証明	67
5. 自動車検査員による証明（同一性の確認・中古新規検査）	68
6. 自動車検査員による検査	68
7. 自動車検査員の服務	70
8. 限定自動車検査証の交付を受けた自動車の取扱い	71
9. 自動車検査員の作業区分	71
10. 保安基準適合証の有効期間	72
11. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い（中古新規検査）	73
12. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い（継続検査）	73
13. 保安基準適合証の取扱い（記載方法）	74
14. 保安基準適合証の取扱い（走行距離計表示値の記載）	75
15. 適合標章の表示等	75
16. 保安基準適合証の取扱い（適合証綴等の保存）	76
17. 保安基準適合証の取扱い（不正使用の防止等）	77
18. 保安基準適合証の取扱い（再交付）	78
19. 保安基準適合証の取扱い（最終検査申請日）	78
20. 自賠責保険証明書の備付け	80
21. 自賠責保険の確認と保安基準適合証の交付	80

## 10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿	81
2. 指定整備記録簿の記載要領（1）	83
3. 指定整備記録簿の記載要領（2）	83
4. 指定整備事業者の罰則の適用	84
5. 保安基準適合証の交付の停止	84
6. 指定事業者の変更届等	85
7. 標識	85
8. 不正使用の禁止	86
9. 不正改造等の禁止	87

# 1 目的・用語・自動車の種別

## 1 車両法の目的

### [過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(②) を増進することを目的とする。[R7.2/R6.2]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(①)の防止その他の環境の保全並びに(②) についての技術の向上を図り、併せて自動車の(③)の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R7.1]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての(①) 等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに(②) についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R6.1]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②)の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.2]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(①)の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(②) を増進することを目的とする。[R5.1]
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)の確保及び公害の防止その他の(②)の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(③)の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☑7. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)の確保及び(②)の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(③)の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.1]
- ☑8. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)の確保及び公害の防止その他の(②)の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(③)を増進することを目的とする。[R3.2]
- ☑9. この法律は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び(②)の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(③)の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]

◎正解 1…①所有権 / ②公共の福祉 : 2…①公害 / ②整備 / ③整備事業 : 3…①公証 / ②整備 :  
 4…①安全性 / ②整備事業 : 5…①公害 / ②公共の福祉 : 6…①安全性 / ②環境 / ③整備事業 :  
 7…①安全性 / ②公害 / ③整備事業 : 8…①安全性 / ②環境 / ③公共の福祉 :  
 9…①所有権 / ②公害 / ③整備事業

### [関係法令]

#### ◆車両法◆第1条(この法律の目的)

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
  - ▷「公証」行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。
  - ▷「資する」助けとなる。役立つ。

- ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
- ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

## 2 用語の定義

### [過去出題例]

- ☑1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、(①)及び軽車両をいう。[R7.2]
- 2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより(②)して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する(①)以外のものをいう。
- ☑2. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。[R7.1]
- 2 この法律で「自動車」とは、(①)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する(②)以外のものをいう。
- ☑3. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。[R6.2]
- 2 この法律で「自動車」とは、(①)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- 4 この法律で「軽車両」とは、(②)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令で定めるものをいう。
- ☑4. この法律で「自動車」とは、(①)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより(②)して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R4.1/R3.1]

◎正解 1…①原動機付自転車 / ②牽引 : 2…①原動機 / ②原動機付自転車 : 3…①原動機 / ②人力若しくは畜力 : 4…①原動機 / ②牽引

### [関係法令]

#### ◆車両法◆第2条(定義)

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
- ▷総排気量が0.050ℓ以下(二輪を有するものであって、最高出力が4.0kW以下のものにあつては、0.125ℓ以下)又は定格出力が0.60kW以下のものを第一種原動機付自転車とし、その他のものを第二種原動機付自転車とする。
4. この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令〔施行令第1条〕で定めるものをいう。
- ▷軽車両は、原動機を使用しない馬車、牛車及び馬そり、自転車など。

四国運輸局施行の自動車検査員教習修了試問では、例年「教習実施年度の1月1日」を「自動車の製作年月日」とした問題が出題されています。従って、第2章において収録している過去問題については、実施年度に関わらずすべて「令和8年1月1日」を「自動車の製作年月日」として収録しています。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略しています。

### 1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	91
2. 不適切な補修等	95
3. 車載式故障診断装置を活用した検査 （OBD検査）	96
4. 長さ、幅及び高さ	97
5. 最低地上高	98
6. 車両総重量・軸重・輪荷重	99
7. 安定性	101
8. 最小回転半径	102
9. 接地部及び接地圧	102

### 2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	102
2. 速度抑制装置	103
3. 走行装置	103
4. 操縦装置	105
5. かじ取装置	106
6. 施錠装置	106
7. 制動装置	107
8. 緩衝装置	109
9. 燃料装置	110
10. 電気装置	110

### 3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（フェンダ／エア・スポイラ）	111
2. リヤ・オーバーハング	113
3. 車体表示	114
4. 巻込防止装置	114
5. 突入防止装置	115
6. 前部潜り込み防止装置	118

### 4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	119
2. 運転者席	119
3. 座席	121
4. 補助座席定員	122
5. 座席ベルト	122
6. 座席ベルト非装着時警報装置	124
7. 頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）	125
8. 通路	126
9. 乗降口	127
10. 非常口	127
11. 物品積載装置	128
12. 窓ガラス	129
13. 窓ガラス貼付物	129

### 5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	131
2. 排気管	132

### 6. 自動車の灯火関係（前方・側方）

1. 走行用前照灯	134
2. すれ違い用前照灯	134
3. 前部霧灯	136
4. 車幅灯	137
5. 昼間走行灯	139
6. 前部反射器	139
7. 側方灯／側方反射器	140
8. 番号灯	140
9. 尾灯	141
10. 後部霧灯	142
11. 後部反射器	142
12. 大型後部反射器	143
13. 再帰反射材	144
14. 制動灯	145
15. 補助制動灯	145
16. 後退灯	146
17. 方向指示器	147
18. 非常点滅表示灯	149
19. その他の灯火等の制限	149

### 7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	151
2. 非常信号用具	151
3. 停止表示器材	152
4. 車線逸脱警報装置	152
5. 車両接近通報装置	153
6. 後写鏡	153
7. 直前及び側方の視界	155
8. 窓ふき器等	157
9. 速度計等	158
10. 消火器	158
11. 自動運行装置	159
12. 運行記録計	159
13. 緊急自動車	159
14. 道路維持作業用自動車	160
15. 自主防犯活動用自動車	161
16. 乗車定員	161

## 8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態  
（サイドスリップ・テスタ）…………… 162
2. 窓ガラスの透過率  
（可視光線透過率測定器）…………… 163
3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）…………… 163
4. 近接排気騒音の測定方法  
（絶対値 / 相対値）…………… 165
5. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ）…………… 168
6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度  
（オパシメータ又は黒煙測定器）…………… 170
7. 光吸収係数の測定方法…………… 171
8. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き  
（前照灯試験機）…………… 172
9. 警音器の音の大きさ（騒音計等）…………… 175
10. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）…………… 176
11. 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し  
（検査用スキャンツール）…………… 177

# 1 自動車の構造関係

## 1 用語の定義




### 【過去出題例】

1. アイポイントとは、運転者が運転者席に着座した状態における運転者の（ ）の位置をいう。[R6.2]
2. エルボー点とは、カットオフライン上における当該すれ違い用ビームの照射部分の(①)又はその近傍にある最大の(②)をいう。[R6.2]
3. 大型貨物自動車等とは、車両総重量が(①)t以上又は最大積載量が(②)t以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員(③)人以上の自動車及びその形状が乗車定員(③)人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。)をいう。[R6.2]
4. カットオフラインとは、すれ違い状態の照射方向を調節する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。[R7.1/R5.2]
5. カットオフラインとは、すれ違い状態の照射方向を調節する際に用いる光の(①)と(②)を分ける線のことをいう。[R6.1]
6. 空車状態とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備を装着した状態をいう。  
[R7.1改/R6.1改]
7. 原動機用蓄電池とは、駆動に係る電力を供給するための電氣的に接続された電力貯蔵体及びその集合体をいい、作動電圧が直流(①)Vを超え、1500V以下又は交流(②)V(実効値)を超え、1000V(実効値)以下のものに限る。[R5.2]
8. 高電圧とは、直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V(実効値)を超え1,000V(実効値)以下の作動電圧をいう。[R7.1]
9. 座席とは、乗員が安全に( )できるものをいう。なお、板、テーブル、ベッド(キャンピング車に備えられた就寝設備であって乗車設備と兼用のものを除く)、棚、区切られただけの床面、タイヤえぐり及びその他これらに類するものは、「安全に( )できるもの」には該当しない。また、車いす、寝台及び担架については、座席として取扱わないものとする。[R7.1]
10. 軸重とは、自動車の車両中心線に垂直な1.2mの間隔を有する2平行鉛直面間に中心のある全ての車輪の輪荷重の総和をいう。[R7.2]
11. 自動運行装置とは次に掲げる全ての要件を満たす装置をいう。[R7.2]
- (1) (①)により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及び(①)を主たる構成要素とする装置であること。
  - (2) (1)に掲げる装置ごとに、付される(②)で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有すること。
  - (3) (2)に掲げる機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えること。
12. 自動運行装置とは、プログラムにより必然的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置である。[R7.1]
13. 小人定員とは、( )才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。[R5.2]

☑ 14. 審査時車両状態とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。[R7.2 編]

(1) (①) の自動車に (②) が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、(①) に (②) が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。ただし、検査担当者からの指示又は申告ボタン操作等の理由により降車する必要がある場合には、(①) であってもよい。この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態であること。なお、燃料については全量を搭載していなくてもよく、寸法及び重量を計測する場合を除き、スペアタイヤ（附属工具を含む。）又はその代替装備は搭載した状態とすることができる。

(2) 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して (③) していない状態であること。なお、原動機始動時の自己診断のために (③) していることが明確なものは、「継続して (③)」には該当しない。

異常状態の表示	識別表示例
前方のエアバッグ	
側方のエアバッグ	
制動装置	(!) 又は BRAKE
アンチロックブレーキシステム	(ABS) 又は ABS
原動機	

(3) 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。

(4) 受検車両に装着しているタイヤは、(④) でないこと。

☑ 15. 普通乗用自動車の前方エアバッグの警告灯が原動機の作動中において継続して点灯していたが、原因が分からないので保安基準適合と判断した。[R6.2]

☑ 16. 「積車状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員 1 人の重量は ( ) kg とし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとする。[R6.1]

☑ 17. 積車状態とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。[R6.2]

☑ 18. ハイブリッド自動車とは、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の (①) エネルギーを (②) エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能を備えたものをいう。

[R7.1]

☑ 19. 連鎖式点灯とは、一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。[R7.2 編 /R5.1]

(1) 各光源は、その点灯後、全ての光源が (①) するまで点灯し続けるものであること。

(2) 全ての光源は、同時に (②) するものであること。

(3) 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。

(4) 各光源は、(③) 方向に反復して変化しないものであること。

(5) 方向指示器（(3) において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。）の照明部に外接する長方形は、その長辺が H 面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は (④) 以上であること。

☑ 20. 四輪の普通乗用自動車の後面方向指示器を確認したところ、連鎖式点灯をする方向指示器であった。当該灯火器を審査した際に、全ての光源が同時に消灯するものでなかったため保安基準不適合と判断した。[R5.1]

1. ブレーキ制動力

1. 制動力の単位 ..... 179  
 2. 制動力の判定基準値 ..... 180

2. 過去問題と解説

1. 令和7年度 第1回 問題 ..... 181  
 2. 令和7年度 第2回 問題 ..... 186  
 3. 令和6年度 第1回 問題 ..... 191  
 4. 令和6年度 第2回 問題 ..... 196  
 5. 令和5年度 第1回 問題 ..... 201  
 6. 令和5年度 第2回 問題 ..... 206  
 7. 令和4年度 第1回 問題 ..... 211  
 8. 令和4年度 第2回 問題 ..... 216

1 ブレーキ制動力

1 制動力の単位

制動力の計量単位には「N」と「kgf」がある。1 kgfは、1 kgの重量に作用する重力の大きさである。これに対し1 Nは、1 kgの質量をもつ物体に1 m/s<sup>2</sup>の加速度を生じさせる力である。地球の重力加速度は約9.8m/s<sup>2</sup>であることから、Nとkgfは、「1 kgf = 1 kg × 9.8m/s<sup>2</sup> = 9.8N」という関係にある。

保安基準（審査事務規程）では、制動力の基準値を計量単位（Nまたはkgf）により別々に規定している。

ブレーキ・テストの計量単位が「N」の場合、制動力の基準値は「N/kg」を適用する。例えば基準値が「4.90 N/kg以上」の場合、1 kgの荷重に対して4.90N以上の制動力が必要である、ということになる。荷重を1,000kgとすれば、制動力は4,900N以上必要である。

1 kgの荷重に作用する重力は9.8Nであることから、制動力の基準値の「4.90N」は重力のちょうど半分ということになる。これに対し、ブレーキ・テストの計量単位が「kgf」の場合、制動力の基準値は「%」を適用する。例えば基準値が「50%以上」の場合、1,000kgの荷重に対して500kgf以上の制動力が必要ということになる。

500kgf = 500kg × 9.8m/s<sup>2</sup> = 4,900Nであることから、kgf単位の「50%以上」とN単位の「4.90N/kg以上」は同じ基準を表していることになる。

## 2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9-3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

### ◆制動力の判定基準（編集部要約）

項目		計量単位	制動力の判定基準
主制動装置	制動力の総和	N/kg	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が <b>4.90N/kg</b> 以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kg を <b>3.92N/kg</b> に読み替えて適用する。
		kgf	制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の <b>50%以上</b> であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、50%を <b>40%</b> に読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	N/kg	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が <b>0.98N/kg</b> 以上であること。
		kgf	後車輪に係わる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の <b>10%以上</b> であること。
	左右の車輪の制動力の差	N/kg	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が <b>0.78N/kg</b> 以下であること。
		kgf	左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の <b>8%以下</b> であること。
駐車ブレーキ	N/kg	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が <b>1.96N/kg</b> 以上であること。	
	kgf	制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の <b>20%以上</b> であること。	

注①：審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

注②：ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1-3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

- 「審査時車両状態」の前軸荷重 = 空車時前軸荷重 + 55kg
- 「審査時車両状態」の後軸荷重 = 空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定ができるようになる。

◎試験では、ブレーキ制動力の問題について「N」か「kgf」のどちらかを選択できるようになっている。また、以下の数値は計算値の適否を判定するために必要不可欠となるため、完全に暗記しておく必要がある。

- 「N」を選択する場合⇒「4.90N/kg以上」、「3.92N/kg以上（降雨時）」、「0.98N/kg以上」、「0.78N/kg以下」、「1.96N/kg以上」
- 「kgf」を選択する場合⇒「50%以上」、「40%以上（降雨時）」、「10%以上」、「8%以下」、「20%以上」

◎問題を解くにあたっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法などに注意する。

[計算値の末尾の処理方法]

単位	左右差	制動力の和
N	小数点第3位以下を切り上げ	小数点第3位以下を切り捨て
	小数点第2位まで	
kgf	小数点第2位以下を切り上げ	小数点第2位以下を切り捨て
	小数点第1位まで	

## 2 過去問題と解説

### 1 令和7年度 第1回 問題

◎下記自動車検査証の自動車について、審査時車両状態でブレーキ・テストを用いて主制動装置及び駐車ブレーキの制動力を計測した結果、(表1)のとおりであった。次の条件において保安基準に照らし、1～5の間に答えなさい。なお、制動力の計算にあたっては、N（ニュートン）又はkgfのどちらの単位を用いてもよいものとする。

- [条件]
- 審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難であった。
  - 制動力計測時、ブレーキ・テストのローラは、乾いた状態であった。
  - 制動力計測時、自動車の全車輪ともロックしなかった。

7.1

(自動車検査証)

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
小型	貨物	事業用	バン	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
5人	350kg		1160kg	1785kg
車両重量	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
	710kg	— kg	— kg	450kg
			型式指定番号	類別区分番号

(表1)

制動力				
主制動装置	前軸	右	2401N	245kgf (kg)
		左	1813N	185kgf (kg)
	後軸	右	441N	45kgf (kg)
		左	1323N	135kgf (kg)
駐車ブレーキ	右	637N	65kgf (kg)	
	左	1715N	175kgf (kg)	

1. 主制動装置の制動力の総和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いたN/kg又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(答をN/kgで求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)

(答を%で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 \_\_\_\_\_ 計算値 \_\_\_\_\_ N/kg・% \_\_\_\_\_ 適 ・ 否 \_\_\_\_\_

2. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いたN/kg又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(答をN/kgで求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)

(答を%で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 \_\_\_\_\_ 計算値 \_\_\_\_\_ N/kg・% \_\_\_\_\_ 適 ・ 否 \_\_\_\_\_

3. 前車輪にかかわる主制動装置の制動力の左右差について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いたN/kg又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(答をN/kgで求める場合は小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位まで求めなさい。)

(答を%で求める場合は小数点第2位以下を切り上げ、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 \_\_\_\_\_ 計算値 \_\_\_\_\_ N/kg・% \_\_\_\_\_ 適 ・ 否 \_\_\_\_\_

7.1

4. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の左右差について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いたN/kg又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(答をN/kgで求める場合は小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位まで求めなさい。)

(答を%で求める場合は小数点第2位以下を切り上げ、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 \_\_\_\_\_ 計算値 \_\_\_\_\_ N/kg・% \_\_\_\_\_ 適 ・ 否 \_\_\_\_\_

5. 駐車ブレーキの制動力の総和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いたN/kg又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(答をN/kgで求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)

(答を%で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 \_\_\_\_\_ 計算値 \_\_\_\_\_ N/kg・% \_\_\_\_\_ 適 ・ 否 \_\_\_\_\_

四国運輸局施行の自動車検査員教習修了試問では、例年「教習実施年度の1月1日」を「自動車の製作年月日」とした問題が出題されています。従って、第4章において収録している過去問題については、実施年度に関わらず全て「令和8年1月1日」を「自動車の製作年月日（継続生産車）」として収録しています。

### 年度別試験問題

1. 令和7年度 第1回 問題…………… 223	4. 令和6年度 第2回 問題…………… 261
2. 令和7年度 第2回 問題…………… 236	5. 令和5年度 第1回 問題…………… 274
3. 令和6年度 第1回 問題…………… 249	6. 令和5年度 第2回 問題…………… 287

### 1 令和7年度 第1回問題

【1】 次の各々に掲げる事項については、道路運送車両法（以下「法」という。）又は道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）の条文を抜粋したものです。（ア）～（ト）にあてはまる適切な字句等を選択表から選び、その番号を記入しなさい。

1. 【法第1条】（この法律の目的）

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ア）の防止その他の環境の保全並びに（イ）についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ウ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2. 【法第2条】（定義）

1（略）

2 この法律で「自動車」とは、（エ）により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する（オ）以外のものをいう。

3～9（略）

3. 【法第3条】（自動車の種別）

この法律に規定する（カ）自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の（キ）及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

4. 【法第31条】（打刻の塗まつ等の禁止）

何人も、自動車の（ク）又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他（ク）又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りではない。

5. 【法第41条】（自動車の装置）

自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の（ケ）に適合するものでなければ、（コ）の用に供してはならない。

- (1) 原動機及び動力伝達装置
- (2) 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- (3) ～ (21)、2（略）

6. 【施行規則第3条】(特定整備の定義)

法第49条第2項の特定整備とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの(以下「(サ)」という。)又は第8号もしくは第9号に該当するもの(以下「(シ)」という。)をいう。

(1) 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造

(2) ～ (7) (略)

(8) 次に掲げるもの(以下「運行補助装置」という。)の取り外し、取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造(かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。)

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー  
ロ及びハ (略)

(9) 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

7. 【施行規則第8条の2】(自動車登録番号標の表示)

法第19条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び(ス)であって、自動車登録番号標に記載された(セ)の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

2 (略)

8. 【施行規則第37条の3】(検査標章)

検査標章は、自動車の前面ガラスの内側に前方から(ソ)のように貼り付けることによって表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあつては、自動車の後面に取り付けられた自動車登録番号標又は車両番号標の(タ)上部に(ソ)のように貼り付けることによって表示するものとする。

9. 【施行規則第38条第8項】(自動車検査証の変更記録の申請等)

法第67条第3項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。[改]

(1) 略

(2) 自動車の長さ、幅又は高さ

(3) 車体の(チ)

(4) 原動機の型式

(5) 燃料の種類

(6) 自家用又は事業用の別

(7) 用途

(8) 略

(9) (ツ)又は最大積載量

(10) 及び(12) (略)

10. 【施行規則第44条】(自動車検査証等の有効期間の起算日)

自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を(テ)する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第72条第1項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の(ト)月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第72条第1項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

2 (略)

## 【1】 選択表

1. 騒音	2. 人力	3. 整備事業	4. 大型自動車
5. シリアルナンバー	6. 公害	7. 原動機	8. 保安基準
9. 特定整備	10. プレート	11. 中心	12. 車両
13. 普通	14. 車台番号	15. 技術基準	16. 分解整備
17. 申請	18. 後面	19. 見易い	20. 自動車
21. 被牽引	22. 形状	23. 交付	24. 型式
25. 整備	26. 原動機付自転車	27. 大きさ	28. 使用
29. 運行	30. OBD点検	31. 電子制御装置整備	32. 車両外部
33. 自動車登録番号	34. 右	35. 左	36. 座席
37. 乗車定員	38. 1	39. 事業	40. 2

【2】 次の各々に掲げる事項について、道路運送車両法（以下「法」という。）、関係法令又は通達等に照らし、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」を記入しなさい。

1. 継続検査の際、指定部品以外の部品が固定的取付方法により装着されていたので、自動車の高さを測定したところ自動車検査証に記載された値に対し7 cm 低かったため、構造等変更検査が必要と判断した。（当該部品以外は変更がない状態とする。）
2. 乗車定員 11 人以上の自家用自動車（被牽引自動車でない）の使用者は、道路運送車両法第 48 条（定期点検整備）の規定に基づき 3 ヶ月ごとの国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。この場合の国土交通省令で定める基準とは、自動車点検基準第 2 条（定期点検基準）で定める別表第 3 である。
3. 自動車検査員は、他の事業場の位置その他について指定自動車整備事業規則で定める要件を備えていても、別の指定自動車整備事業者の事業場の自動車検査員となることはできない。
4. 指定整備記録簿の保存期間は、自動車検査証の有効期間が 1 年の自動車にあっては、その記載の日から 2 年間、また、有効期間が 2 年の自動車にあっては、その記載の日から 3 年間保存しなければならない。
5. 指定自動車整備事業者は、保安基準適合証の交付に代えて保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する場合、道路運送車両法第 94 条の 5 第 2 項における依頼者の承諾を書面又は電磁的方法により 2 年間保存しなければならない。
6. 自動車検査証の有効期間の満了日が令和 7 年 9 月 29 日である乗車定員 10 人以下の自家用自動車（貸渡自動車及び幼児専用車を除く）に対し、令和 7 年 9 月 25 日に完成検査を実施し、令和 7 年 9 月 26 日に保安基準適合証の交付を行い、継続検査の申請を令和 7 年 9 月 30 日に行った場合、継続検査更新後の自動車検査証の有効期間の満了日は、令和 9 年 9 月 29 日である。
7. 電子制御装置整備の対象となる運行補助装置を備える自動車（フロントバンパの取り外しがかじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車とする。）について、整備のためにフロントバンパを一時的に脱着する場合、自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー又は当該センサーから送信された情報を処理するための ECU の機能を調整しない自動車の整備又は改造は、特定整備には該当しない。
8. 自動車点検基準別表第 6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果にかかる点検は、2 年ごとに行う点検項目として定められている。
9. 指定自動車整備事業者は、保安基準適合証を提出した場合において更新されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日と自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間の最終日が同日の場合であれば、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付できる。